

2003年出版の『刑事政策のすすめ』、その成果を引き継いだ『刑事政策がわかる』の出版以降、2013年の「自動車運転死傷行為処罰法」制定、2014年の少年法第4次改正、「リベンジポルノ防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）」の制定、2016年の「再犯防止推進法」制定、2017年の性犯罪規定に関する刑法改正など刑事政策に関する重要な立法が行われ、法制審議会においては、少年法適用年齢の引き下げに関する立法措置についても検討が行われている。また、過去5年間の犯罪白書においては、「窃盗事犯者と再犯」、「性犯罪者の実態と再犯防止」、「再犯の現状と対策のいま」、「更生を支援する地域のネットワーク」、「高齢化と犯罪」という特集が組まれており、刑事政策の実務の焦点が「再犯防止」にあったことも伺える。

今回、改訂の機会を得て、まず、必要なもの、可能なものについては、「平成30年版犯罪白書」に依拠して、統計上の数値を修正した。次に、2014年の出版以降、新たに生じた刑事政策学上の重要な課題につき、紙幅の許す限りにおいて言及した。まず、chapter4を「犯罪者の社会への再統合」から「刑事制度からの離脱と社会的包摂」に改めた。これは、いわゆる「入口支援」と「出口支援」、「司法と福祉の連携・協働」、「地域社会における更生支援のネットワーク」の重要性を意識した変更で、新たに「刑事制度から離れた人への生活支援と再犯防止」を加筆した。次にchapter5においては、ビデオリンク証言に関する2016年刑事訴訟法改正、chapter6においては、少年法適用年齢の引き下げに関する議論、chapter7においては、「高齢受刑者の養護的処遇」、「リベンジポルノ防止法」、「性犯罪に関する刑法改正」について加筆を行っている。さらに、columnについて、新たに「刑の一部執行猶予」を書き加え、「文献案内」も見直しを行った。

とはいえ、日程と紙幅の関係から、今回の改訂では本格的な見直しという課

題は残されたまま、先送りされた。読者のみなさまからのご意見をいただきながら、科学と人権に依拠した優れた刑事政策学の教科書を世に送り出せるよう、執筆者全員、今後とも教育と研究に精進したい。

本書の改訂にあたっては、法律文化社の田麿純子社長、同編集部の八木達也氏をはじめ多くの方々に、献身的なご支援をいただいた。お世話になったみなさまに、心から感謝を申し上げる次第である。

2019年2月

前田 忠弘

法学部教育における「刑事政策」（「犯罪学」、「刑事学」という科目名で開講されている場合もあるかもしれない）の重要性は高まっている。たとえば、被告人にどのような種類の刑罰を、どの程度の期間または金額で言渡すべきか、あるいは、本書chapter2の「刑務所に入るのは誰か」という問いに対して、伝統的な刑法・刑事訴訟法の学習からだけでは十分な解答を得ることはできないであろう。また、法科大学院教育においても、たとえば、少年刑事政策、被害者支援、犯罪者処遇の新しい動向は、刑事司法実務と相即不離の関係にあるといっても過言ではない。さらに、2009年の裁判員裁判の開始は、法学部生や法律専門職のみならず、市民にも刑事政策への理解が求められることになった。そこで本書は、刑事司法・刑事政策を学ぶ学生やそれらにかかわる専門職・実践家、市民の方々に、刑事政策の現状と課題を考える契機となり、書名のとおり『刑事政策がわかる』ことを目指している。

本書の前身である『刑事政策のすすめ』では、「法学的犯罪学」という言葉を付記していた。

刑事政策という語はこの分野の学問領域を表現する語として、必ずしも適当ではない。学問としての刑事政策の扱ってきた分野は、刑事政策という政策分野をはるかに超える広汎なものであったし、ますますその傾向を強めようとしている。一方、犯罪は単一のdisciplineでは解明できない複雑なものであるために、社会学的犯罪学や心理学的犯罪学が生まれてきた。法学畑の者が、正義や正当性との関係を視野に収めて、というよりも、それを主要な任務として犯罪を扱う分野は、法学的犯罪学と呼ばれるべきではないであろうか。誤解を避けるために付言すれば、法学的犯罪学という語を用いることによって、何か新しいことを始めようというのではなく、

従来の刑事政策（学）が、まさに法学的犯罪学と呼ばれるべき実態をもっているという主張なのである。しかし名称を実体に合わせることによって、刑事政策の今後の発展に影響が及ぶことは必至である（前野育三・序文）。

『刑事政策がわかる』という書名に変わった本書においても、この主張は引き継がれ、名称を実体に合わせる努力が微力ながら行われている。

『刑事政策のすすめ』が出版された2003年以降、刑事政策にかかわる重要な法改正や立法が行われた。たとえば、2003年の心神喪失者等医療観察法、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」、2004年の刑法改正（法定刑の引上げ、集団強姦罪新設）、犯罪被害者等基本法、2005年の刑法改正（人身売買罪新設）、「犯罪被害者等基本計画」、2006年の刑法改正（窃盗罪に罰金刑を新設）、刑事収容施設法、2007年の刑法改正（自動車運転過失致死傷罪新設）、少年法第二次改正、更生保護法、刑事訴訟法改正（被害者参加制度新設）、2008年の少年法第三次改正、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」、2009年の検察審査会法改正（起訴議決制度）、2010年の刑法改正（刑の時効）、刑事訴訟法改正（公訴時効）、2011年の犯罪被害者等基本計画（第二次）、2013年の刑法改正（刑の一部執行猶予制度新設）、2014年の少年法第四次改正、少年院法、少年鑑別所法などを挙げることができる。またこの期間、刑事施設の過剰収容問題に関心が集まっていたが、近年、高齢受刑者、知的障がいや有する受刑者、女性受刑者の処遇、刑務所医療の整備、社会福祉との連携した刑事政策に焦点があてられつつある。そしてその検討を行う場合、一連の刑事政策の動向の基盤には、「厳罰化」、「社会安全」、「監視」か、「自由・人権」、「適正手続き」、「共生」かの対抗軸が存在していることを看過してはならない。

本書は、伝統的な刑事政策の教科書がとり扱っている基本問題に加え、新たな思想的、政策的、実務的課題についても可能なかぎり言及している。chapter1では、犯罪にアプローチする視点を問い、犯罪対策の本質を考えることに重点をおいている。chapter3では、わが国における刑事政策の基本問題ともいえる死刑について、被害者遺族や裁判員裁判という新たな視点から検討を行っている。chapter4は、犯罪者処遇の基本法である刑事収容施設法と

更生保護法、社会福祉と連携した新しい社会内処遇の方策を概観するとともに、社会への再統合と適正手続き保障の視点から検討を行っている。chapter 5は、「当事者化する被害者」について、chapter 6は、「四次にわたる少年法改正」について、厳罰化と関連させて検討する。chapter 7は、体罰、児童虐待、精神障がい者の犯罪、高齢者の犯罪、ホワイトカラー犯罪、DV、ストーカー犯罪など現代社会を反映する犯罪をとりあげて、その原因と対策を考える。

そして、chapter 8と21篇のcolumnは本書において特筆すべきものである。これらは、前野育三が、日常的な弁護士としての刑事政策の実践をふまえて、その課題を提示するものである。立場にかかわらず、刑事政策を学び、実践する者にとって、有益な示唆を与えてくれるであろう。

本書は、当初考えた目標からは程遠いものにとどまっているが、論点を精選し、コンパクトな内容としたので、『刑事政策のすすめ』からは多少とも読みやすくなっていると思われる。それゆえに、「入門書」の域をでないかもしれない。そこで、さらに深く学びたい学習者・読者には、「文献案内」を用意したので活用いただきたい。また、講義で教科書として使用されている学生は、意欲的に聴講し、可能ならば理解を深めるために、担当教員に質問などをしてほしい。

本書の出版にあたっては、法律文化社編集部の掛川直之氏をはじめ、多くの方々にお世話になった。とりわけ、掛川氏の温かいご支援がなければ、本書の出版は具体化しなかったであろう。お世話になったみなさまに、この場を借りて、心から感謝を申し上げたい。また、校正を手伝っていただいた神戸大学法科大学院生の松嶋恵さんにも厚くお礼を申し上げる次第である。

2014年8月

前田 忠弘